

令和4年1月25日

第157回 遠野市農業委員会総会議事録

第157回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和4年1月13日
告示番号 遠野市農業委員会告示第1号
会議年月日 令和4年1月25日
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、4番 藤田優一、5番 菊池秀樹、
6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、8番 菊池久康、9番 菊池靖、
10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 佐々木義弘、13番 佐々木泰文、
14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、
18番 奥友康悦、19番 千葉勝義
欠席委員 3番 多田靖志

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦
事務局次長兼
農業振興係長 菊池今英
農地係長 多田由香子

本日の案件 第157回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告に
ついて
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第59号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に
対する可否決定について
議案第60号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対す
る可否決定について
議案第61号 農用地利用集積計画の決定について
議案第62号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について

開会時刻 午後2時

議	長	<p>ただいまから総会を進めてまいります。開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立願います。先唱を17番、河内克倫委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第157回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言します。なお、3番、多田靖志委員からは欠席の届出があり、これを了承したので報告します。なお、5番、菊池秀樹委員、16番、小向幸子委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承したので報告します。</p>
議	長	<p>【会長報告】 会長として出席いたしました会議等の内容について、報告いたします。 1月4日、遠野市農業委員会仕事始めの式に参加してございます。 1月20日、令和3年度遠野市農業再生協議会臨時総会に参加させていただきました。以上でございます。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局長に説明をいたさせます。</p>
事	務	<p>経過報告書に基づいて説明いたします。 1月11日、農地法等申請締切日でした。 1月12日、人・農地関連施策の見直しに係る農業委員会等への農水省ヒアリングに参加しております。 1月17日、農地転用等現地確認調査でした。 1月21日、全国農業新聞地方版に「エゴマの料理教室」が掲載されました。同日、令和3年度第10回運営委員会を開催しております。 本日、第157回遠野市農業委員会総会。この後、令和3年度第5回遠野市農業委員会だより編集会議を開催します。 1月26日以降の主な行事予定です。 1月28日から2月4日、令和3年度第1回地域農業マスタープラン地区検討会が開催されます。 2月2日、農地あっせん委員会。 2月9日、いわてポラーノの会理事会。同日、いわてポラーノの会総会。9日から10日、令和3年度女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会となります。 2月10日、農地法等申請締切日です。 2月15日、農地転用等現地確認調査を予定しております。予備日として16日を予定しております。 2月18日、市町村農業委員会会長・事務局長研修会。 2月22日から3月11日、令和4年3月遠野市議会定例会が開催されます。同日、令和3年度第11回運営委員会。 2月25日、第158回遠野市農業委員会総会。同日、令和3年度第6回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会を開催します。 あと、下段になりますけれども、まだ日程は決定しておりませんが、個別経営法人化セミナー、令和3年度第6回遠野市農業委員会だより編集委員会、令和4年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会、令和4年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議を予定しております。 3月10日、令和3年度第4回地域農業マスタープラン実践塾が開催されます。 以上です。</p>
議	長	<p>【報告事項】 報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について、事務局にその内容を説明いたさせます。</p>

事務局 長	<p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。1ページから2ページになります。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告するものです。件数は8件です。内容は備考欄記載のとおり、権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1番、5番、8番は配偶者、番号2番、4番、6番、7番は子、番号3番は姉弟が相続です。</p> <p>今後については、番号1番、一部貸付、残りは自己耕作。 番号2番、一部貸付、売却を予定しています。 番号3番、貸付。 番号4番、自己耕作。 番号5番、一部貸付、残りは自己管理。 番号6番、一部貸付、残りは自己管理。 番号7番、自己耕作。 番号8番、貸付。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局にその内容を説明いたします。</p>
事務局 長	<p>報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてです。3ページから4ページです。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は9件です。</p> <p>番号1番、借人が亡くなったため解約するものです。 番号2番、借人が個人で借りるため解約するものです。なお、議案第61号で農地利用集積計画の申請が提出されておりますので、改めて審議いただきます。 番号3番4番、現在の借人以外に売るため解約するものです。なお、議案第60号で所有権移転許可の申請が提出されておりますので、改めて審議いただきます。 番号5番、現在の借人以外に貸し付けるため解約するものです。 番号6番、借人の事情により解約するものです。 番号7番8番、現在の借人以外に貸し付けるため解約するものです。 なお、それぞれ議案第61号で農地利用集積計画の申請が提出されておりますので、改めて審議いただきます。 番号9番、借人が亡くなったため解約するものです。 以上で報告を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から報告をいたされたことに質問等ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。自己又は同居する親族もしくは配偶者に関する案件は、該当する委員はその議事に参与できないことになっておりますので、審議には退席を願います。</p>
議 長	<p>【日程第1】</p> <p>日程第1、議事録署名人並びに書記の指名について、遠野市農業委員会会議規則第</p>

	<p>13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に18番、奥友康悦委員、1番、田中ナオ子委員、会議書記には事務局、菊池今英次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局からいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>5ページ、6ページになります。第157回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。法第3条、今月計7件、14,517㎡。</p> <p>利用集積、今月計28件、155,754㎡</p> <p>法第4条、法第5条、適用外、今月は申請ございませんでした。</p> <p>法第18条第6項、今月計9件、31,776㎡。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第59号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農 地 係 長	<p>7ページです。議案第59号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番から3番まで、同じ借受人であります。3件ともこれまで基盤法で賃貸借しておりましたが、期間満了により農地法3条で貸し借りするものです。</p> <p>番号4番、借受人と貸出人はこれまで基盤法で賃貸借しておりましたが、期間満了により農地法3条で貸し借りするものです。</p> <p>以上4件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当の萩野です。17日9時より、農業委員、推進委員、事務局、総勢7名で現地確認に行っていました。1番から3番、ほとんど同じ場所です。■■■の東側に300mくらいの、住宅が点在している農地です。2番と3番は貸出人が、名前は違いますけれども親戚関係で、財産分与の時に隣り合わせの農地を分けたものでして、借受人はこれまでも耕作してまして、何ら問題ないものと見てきたところです。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推 進 委 員	<p>●●地区担当の菊池です。農業委員2名と推進委員3名、事務局3名、計8名で現地確認をいたしました。引き続き耕作するという事で特に問題ありません。</p>
議 長	<p>ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>

		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第3】</p> <p>日程第3、議案第60号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
農地係	長	<p>8ページです。議案第60号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、母から子への生前一括贈与であります。</p> <p>番号2番、譲渡人は労力不足のため譲り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>番号3番、譲渡人は労力不足のため譲り渡すものです。譲受人は、譲受人の自宅の周辺農地であり、譲渡人の要請により譲り受けるものです。</p> <p>以上3件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		●●の推進委員、松田朋幸です。今月17日、農業委員2名、推進委員1名、事務局3名で現地確認いたしました。場所は●●町●●、●●であります。事務局の説明どおりで、周辺農地に影響はなく、何の問題もありませんでした。以上です。お願いします。
議	長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推進委員		●●地区推進委員、林崎恵美子です。農業委員2名、推進委員3名、事務局3名です。場所は●●町●●で、農地法3条により、何も問題ないと判断してきました。
議	長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第4】</p> <p>日程第4、議案第61号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>9ページから13ページです。議案第61号、農用地利用集積計画の決定についてです。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は28件で、利用権設定の新規が14件、更新が14件となっています。</p> <p>番号1番、更新です。</p>

	<p>番号2番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。 番号3番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。 番号4番、更新です。 番号5番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。 番号6番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。 番号7番、更新です。 番号8番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。 番号9番から11番まで、更新です。 番号12番、新規で、契約期間11カ月の賃貸借権設定です。 番号13番と14番、更新です。 番号15番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。 番号16番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。 番号17番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定です。 番号18番、新規で、契約期間1年11カ月の賃貸借権設定です。 番号19番から21番まで、更新です。 番号22番、新規で、契約期間2年の賃貸借権設定です。 番号23番、新規で、契約期間4年9カ月の賃貸借権設定です。 番号24番と25番、更新です。 番号26番、新規で、契約期間4年11カ月の賃貸借権設定です。 番号27番、新規で、契約期間2年11カ月の賃貸借権設定です。 番号28番、更新です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること、の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>	
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第61号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり「可」と決しました。
議	長	<p>【日程第5】</p> <p>日程第5、議案第62号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局に説明をいたさせます。</p>
事務局次長		<p>14ページです。議案第62号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてです。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、遠野市長から意見聴取があったので、農用地利用配分計画の案の作成について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>本議案に係る申請は再配分が2件です。議案書右側記載の現に権利の設定をうけている者から左側の権利の設定を受ける者へ、岩手県農業公社から借り受ける農地の受け手が変わるものです。期間については、それぞれ当初の契約10年間の残りの期間となっています。申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

議	長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第62号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p>
議	長	<p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議	長	<p>【その他】 その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p>
議	長	<p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>事務局から。</p>
事務局次長		<p>事務局から3点ご説明させていただきます。</p> <p>1点目が活動報告書の件です。封筒に入れまして、皆様に2月分について提出依頼ということでお願いをしております。提出期限なのですが、いつもだと2月分は3月10日としているところですが、今回、2月分は2月28日まででお願いしたいと思っております。理由は、農地利用最適化交付金の活動実績分の申請があるのですが、2月分を取りまとめたものが3月上旬の作業になることから、今回は2月28日に提出いただきたいということになります。今まででまだ提出残っている方も2月28日が節目となっておりますので、ご提出お願いいたします。</p> <p>あとはお配りしている物ですが、コロナの、岩手県農業会議から通知がありましたので皆様にお配りします。岩手緊急事態宣言、知事メッセージということで、お目通しいただければと思います。</p> <p>それからもう1点、岩手県農業会議通信ということで、1月1日発行のものですけれどもお配りしていました。「推薦しよう、地域農業マスタープラン」ということで、こちらの方もお目通しいただければと思います。</p> <p>以上です。よろしく申し上げます。</p>
議	長	<p>その他は。</p>
事務局		<p>ありません。</p>
議	長	<p>【閉会】 それでは、以上をもちまして、第157回遠野市農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。</p>
		<p>午後2時30分閉会</p>

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 員 番 _____

同 番 _____

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 _____

